

高松市監査委員告示第32号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年12月28日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同 | 大 | 西 | | 均 |
| 同 | 大 | 西 | | 智 |
| 同 | 山 | 下 | | 誠 |

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和5年12月28日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

| 措置通知No. | 区分※ | 項目 | 報告書該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|---------|-----|-------------------|----------|------|-------|----------|
| 1 | 意見 | 給食費の徴収について | P135 | 教育局 | 保健体育課 | R5.11.13 |
| 2 | 意見 | 学校での給食費の徴収と精算について | P152 | | | |

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

| | | |
|------------------|--|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 給食費の徴収について | |
| 意見の内容 | <p>給食費の徴収については、直接、市や学校給食会が保護者から徴収する方法と、高松市のように、いったん学校が保護者から徴収し、高松市学校給食会に納める方法がある。前者の方が効率的と思われるが、後者の方が保護者に近いことから、未納は少なくなると思われる。</p> <p>また、給食費の徴収管理は、教頭や教諭が実施しているケースもあり、訪問したすべての学校において、給食費の徴収管理が非常に負担になっているとのことであった。</p> <p>現在の、学校が保護者から徴収し、高松市学校給食会に納める方法の方が、未納は少なくなると思われるが、効率性、学校の事務負担、給食会が把握できていない未納があること、給食費の預金口座の過去からの繰越残高が発生していることを考えると、直接、市や高松市学校給食会が保護者から徴収する方法についても検討することが望まれる。</p> | |
| 報告書該当 ページ | P135 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和5年11月13日 |
| 所管課等 | 教育局 保健体育課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、令和5年度から、市立小・中学校の学校給食費を本市予算に計上し、本市が直接、保護者から徴収するとともに管理をする「公会計」方式に移行して、適正に徴収事務を行っている。</p> |

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度／ 監査テーマ | 平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について | |
| 区 分 | 意 見 | |
| 意見の項目 | 学校での給食費の徴収と精算について | |
| 意見の内容 | <p>給食費は、教材費やPTA会費等と共に、口座引落しにより徴収し、給食会に支払われている。口座引落しできなかった人については、後日、現金で回収している。</p> <p>(略)</p> <p>また、訪問したほとんどの学校において、給食費の徴収・給食会への精算の管理は煩雑であり、時間がかかっているとのことであった。</p> <p>期中だけではあるが、未納分の精算を、適切に支払いしている者から流用していることになること、また、学校での煩雑な業務を軽減するためにも、市又は給食会が直接、保護者から徴収することを検討されたい。</p> | |
| 報告書該当 ページ | P152 | |
| 報告書への リンク | https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|---|
| 措置通知日 | 令和5年11月13日 |
| 所管課等 | 教育局 保健体育課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、令和5年度から、市立小・中学校の学校給食費を本市予算に計上し、本市が直接、保護者から徴収するとともに管理をする「公会計」方式に移行して、適正に徴収事務を行っている。</p> |